

コミュニティと自治会組織

○コミュニティ

自治会や婦人会、老人会といった各種団体、さらには事業所など地域に暮らすすべての人々が参画する組織。地域住民の自主的な活動を通して、地域の特性をいかしたまちづくりに取り組むとともに、地域内のふれあいを深めるため、概ね小学校区を単位として17の地区コミュニティが組織されている。

自治会を母体としており、1地区を除き、地区コミュニティ会長と地区連合自治会長は同一人になっている。

地区コミュニティごとにまちづくり計画を策定。

【市の支援】

- ・地区住民が集い、ふれあい、交流する活動拠点施設として、各地区にコミュニティセンターを設置。
- ・地区の人口、世帯数などに応じ、啓発活動費、地区広報誌、ふれあい祭りなど、コミュニティ活動に必要な事業運営費を補助。
- ・まちづくり計画に基づき実施する事業を補助。

(各コミュニティ組織については別紙)

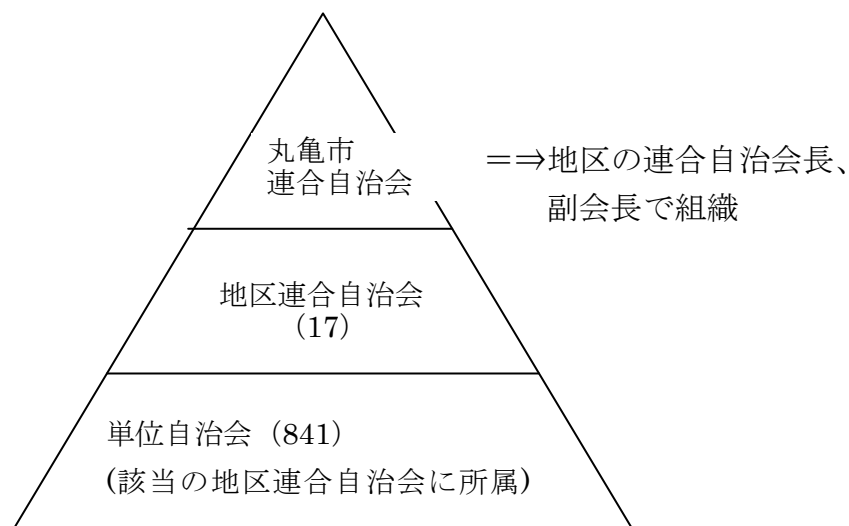
○自治会

一定の区域内に住所を有する者の、地縁に基づいて自発的に形成された団体で、地域に住む人々が相互に協力し合って、自主的に運営し活動する組織。

841の自治会が組織されており、最大自治会は558世帯、最小自治会は2世帯となっている。

【市の支援】

- ・丸亀市連合自治会・・・総会や研修活動など、組織運営のための事業費を補助。
- ・単位自治会に対し、自治会設立や自治会集会場の改修等整備、自治会法人化、自治会育成などの補助を行なっている。



○地域コミュニティ設立の経緯

自治省が、自治会の加入率低下によりコミュニティづくりを提唱する中、丸亀市においても、施策のよりスムーズな展開を図るため、コミュニティづくりに着手し、昭和 61 年、国の補助金により「飯野地区」をモデル地区として取り組む。

その後、コミュニティに関する業務量や業務内容についての情報もあり、積極的な動きにつながらない中、平成元年に「城南地区」がコミュニティを設立。

このような状況の中、丸亀市では(特に平成 3 年～5 年頃)お年寄りの孤独死が多く発生したことなどを受けて、高齢化社会への対策として、地域の民生委員や福祉ママが中心になり、自治会や婦人会に“福祉を中心にしたコミュニティをつくろう”と呼びかけ、「地区社会福祉協議会(以下「地区社協」)」が設立された。

地区社協の構成団体である自治会や婦人会の役員と社会福祉協議会の役員が同じなどの要因もあり、一気に 6 地区に地区社協が設立されたが、地域の抱える課題は決して福祉だけの問題ではないとの考えから、総合的な動きが出てきた。

地域のことは地域が一番理解しているという考えから「自分たちのまちは自分たちで」という気運と、地域の連帯を深めるため、市では「住民自治、市民が主役のまちづくり」を推進し、全地域においてコミュニティ組織の構築を図った。

そのためには、ハード面において、地域住民自らの活動拠点なる施設(コミュニティセンター)の確保や整備が地域住民から強い要望としてあがってきた。

市政の主要課題のひとつである「市民が主役のまちづくり」をより一層推進し、市民の自主的、主体的な参加による新しいまちづくりを推進するため、社会教育活動が中心であった各地区公民館を、地域住民が集い、ふれあい、交流するコミュニティ活動の拠点施設として積極的に活用するため、平成11年、従来から設置していた公民館をコミュニティセンターに移行し、同時に条例も、公民館設置条例からコミュニティセンター設置条例に変更した。

コミュニティ組織は地域に住む住民すべてを対象とし、また自治会を中心とした各種団体で構成されていることから、自治会やコミュニティ活動業務を担当する生活課が管理し、平成 17 年 3 月、丸亀市・綾歌町・飯山町の合併により新「丸亀市」となり、12 地区コミュニティから、新たに綾歌町・飯山町で 5 地区のコミュニティが設置され、現在は 17 地区コミュニティとなっている。